

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 公の施設の管理事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

所管課（室）名
新行政推進室

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
- ・指定管理者の指定
- ・漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正（2件）
- ・道路の供用開始（4件）
- ・土地収用法に基づく事業の認定

福祉保健課
新産業推進課
漁業振興課
道路維持課
用地課

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調査の縦覧（3件）
- ・県営土地改良事業の工事の完了
- ・土地改良区の合併の認可
- ・特定開発行為に関する工事完了
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧

漁業振興課
農村整備課
//
砂防課
//

◎ 選挙管理委員会告示

- ・不在者投票のできる施設の指定

選挙管理委員会書記室

規 则

公の施設の管理事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

長崎県規則第1号

公の施設の管理事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公の施設の管理事務の委任に関する規則（昭和46年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前										
<p>(教育委員会への委任)</p> <p>第2条 次の表に掲げる公の施設に関する管理の事務を長崎県教育委員会に委任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	略		<p>(教育委員会への委任)</p> <p>第2条 次の表に掲げる公の施設に関する管理の事務を長崎県教育委員会に委任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>長崎県立千々石少年自然の家</td><td>雲仙市</td></tr> </table>	名称	位置	略		長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市
名称	位置										
略											
名称	位置										
略											
長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市										

略

略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

（廃 止）

事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
大島調剤薬局	長崎県西海市大島町1895番地	有限会社 大島薬局 代表取締役 長尾博司	長崎県西海市大島町1895番地	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	令和7年10月31日
株式会社 エム.エス.ファーマシーおむら中央薬局	長崎県大村市池田2丁目299番地1	株式会社 エム.エス.ファーマシー 代表取締役 杉本憲昭	長崎県佐世保市小野町55番地15	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	令和7年6月30日

長崎県告示第67号

長崎県東京産業支援センター条例（平成17年長崎県条例第65号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県東京産業支援センター	東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

長崎県告示第68号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第607号及び昭和61年長崎県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

表中「 | 長崎市網場加入区 長崎市のうち網場町、春日町、潮見町、界町、宿町及び芒塚町の区域 | 」及び「 | 長崎市矢上加入区 長崎市のうちかき道一丁目、田中町及び矢上町の区域 | 」を削る。

長崎県告示第69号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第608号及び昭和61年長崎県告示第122号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

表中「 | 長崎市戸石加入区 長崎市のうち戸石町及び牧島町の区域 | 」を「 | 長崎市たちばな加入区 長崎市のうち網場町、春日町、潮見町、界町、宿町、芒塚町、かき道一丁目、田中町、矢上町、戸石町、牧島町、川内町、上戸石町、東町、現川町、平間町、松原町、鶴の尾町、古賀町、つつじが丘、中里町、船石町及びかき道2丁目から6丁目までの区域 | 」に改める。

長崎県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市江迎町上川内901番1地先から 佐世保市江迎町長坂207番地先まで	令和8年2月3日

長崎県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字柳田267番3地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字柳田281番3地先まで	令和8年2月3日

長崎県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦984番9地先から 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番9地先まで	令和8年3月20日

長崎県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 波佐見山内線	東彼杵郡波佐見町野々川郷字坂口1566番1地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字坂口1559番地先まで	令和8年2月3日

長崎県告示第74号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。
令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

第1 起業者の名称 佐世保市

第2 事業の種類 日宇地区複合施設駐車場整備事業

第3 起業地

1 収用の部分 長崎県佐世保市日宇町地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県佐世保市日宇町地内における「日宇地区複合施設駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、日宇総合庁舎の老朽化により佐世保市が新たに整備する日宇地区複合施設の機能を十分に発揮させるため、また現在顕在化している駐車場不足による危険や不便を解消し、市民が安全かつ円滑に施設を利用できる環境を確保するため、現在の駐車場を拡張し必要台数62台を確保することを目的として実施するものである。

起業者である佐世保市は、地方自治法第244条第1項の規定によって公の施設を設置する権能を有しており、本件事業に必要な経費については議会の議決を経て、財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

現在の日宇総合庁舎は、住民票の発行や各種手続きの受付といった佐世保市の行政サービスを提供する支所機能に加え、社会教育機能、地域自治機能、コミュニティ活性化機能を付加した地域拠点の一つであり、また、災害時には地域の防災拠点としても活用される地域住民の生活に密接に関わる施設である。同庁舎は1970年（昭和45年）に建設され、築55年が経過しているが、施設利用者の約50%が自家用車で来場していることもあり、開設当初から駐車場の不足という深刻な課題を抱えている。

現在、日宇総合庁舎の既存の駐車台数は24台であり、試算上の必要台数62台と比較すると38台の不足が生じており、常々駐車車両が輻輳し、駐車場以外の場所への駐車等の問題が常態化している。それに加え

て、敷地内動線においても車路が狭隘であるため、車両の離合が困難となっており、利用者間での接触事故等の危険性やトラブルの原因となっている。

こうした状況の下、本件事業は従来の慢性的な駐車場不足の解消及び「佐世保市公共施設適正配置・保全第2期実施計画」における将来の市有財産の効果的・効率的な運用に向けて施設の老朽化に対応するため、既存駐車場の隣接地を新たに取得して利用者用駐車場計62台を拡張整備するものである。

本件事業が完成し駐車場が適切に確保されることで、日宇地区複合施設の利便性が向上し、行政サービスの円滑化や社会教育・地域自治・コミュニティ活動の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業の起業地に隣接した河川に保護を必要とする希少性のある動植物の生息を確認しているが、起業地は河川との高低差があり、さらに、改変される起業地の範囲が局所的であることから、本件事業による影響はないと考えられる。また、起業者は、本件事業の施行に当たっては、環境（騒音、振動を含む。）にも十分留意して施工することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、文化財等が確認された場合は、関係機関に所要の届出を行うと共に適切な対応を行うものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、佐世保市が新たに整備する日宇地区複合施設の隣接地に駐車場を整備する事業であり、起業者は、日宇総合庁舎来客用駐車場の利用状況より必要駐車場台数を算定し、適切な施設の規模を算出し決定していることから、本件事業の事業計画は適切なものと認められる。

また、本件事業に必要な土地の範囲については、佐世保市日宇町地内に青空駐車場を整備する案（以下「申請案」という。）、同市もみじが丘町に整備する案、同市日宇町地内に駐車場棟を建設する案の3案による検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は経済性の評価が3案中中位であるものの、他の項目において他2案と比較して適地としての合理性を有し、社会的、技術的及び経済的諸条件において、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優先すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、日宇総合庁舎の既存の駐車台数は24台であり、試算上の必要台数62台と比較すると38台の不足が生じており、常々駐車車両が輻輳し、駐車場以外の場所への駐車等の問題が常態化している。それに加えて、敷地内動線においても車路が狭隘であるため、車両の離合が困難となっており、利用者間での接触事故等の危険性やトラブルの原因となっている。地域住民からは長年にわたって改善の要望が寄せられているところであり、不足している駐車場の確保が喫緊の課題となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長崎県佐世保市役所（市民生活部 コミュニティ・協働推進課）

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市加津佐町己2469番地2
田中 一平
長崎県南島原市加津佐町丙1565番地2
久間 真吾

- (2) 加入区

加津佐町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

島原半島南部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

- (2) 縦覧場所

長崎県南島原市口之津町甲803番地43
島原半島南部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市深江町丙163番地2
濱本 勝隆
長崎県南島原市深江町丙152番地2
濱本 龍二

- (2) 加入区

深江町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

深江町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

- (2) 縦覧場所

長崎県南島原市深江町丙131番地
深江町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県平戸市川内町650番地
木村 大吉
長崎県平戸市古江町635番地
柳田 勝市
- (2) 加入区
中野加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
中野漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県平戸市川内町1029番地3
中野漁業協同組合

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
平戸	農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	平成30年12月10日	令和6年12月26日

土地改良区の合併の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、雲仙市所在の次の土地改良区の合併を認可した。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 認可年月日
令和8年2月2日
- 2 合併により設立する土地改良区
雲仙市土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区
八斗木土地改良区
宮田土地改良区
守山土地改良区
山田原土地改良区

山田原第2土地改良区
愛津原土地改良区
南串土地改良区
岡南部土地改良区

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年11月28日 長崎県指令4砂第111号	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字狩立1254番4、1297番4、1297番5、1304番1の一部、1304番5の一部、1304番6、1304番7、1304番8、1304番9、1304番10、1304番11、1304番12、1304番13、1304番14、1304番15、1304番16、1304番17、1304番18、1304番19、1304番21、1310番1、1310番4、1310番5、1311番2、1311番5、1311番6、1314番の一部、1328番3の一部、1330番、1340番1の一部、1348番1の一部、1348番2の一部、1348番6の一部、1348番7の一部、1349番1の一部、1349番2、1350番1の一部、1350番2、1352番2の一部、1352番4並びに里道及び水路の一部	東彼杵郡波佐見町湯無田郷849番地1 株式会社 上山建設 代表取締役 上山 誠

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和8年2月3日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年2月16日まで（土日祝日を除く窓口受付時間内）
- 2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防災課、平戸市役所建設課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 平戸市山中町、春日町、高越町、獅子町、大石脇町、深川町、木場町、迎紐差町、紐差町、朶の原町、根獅子町、木々津町、赤松町、草積町、飯良町、堤町、猪渡谷町、上中津良町、大川原町
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理人による意見書の提出を行う場合は、代理人の資格及びその理由を示す書面が必要である。

- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき平戸市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
県北振興局建設部砂防防災課

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和8年2月3日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

施設の名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設 恵仁荘	諫早市有喜町648番地	令和8年1月23日

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
寺田宏弥ト